

岐阜県の最低賃金

(地域別最低賃金) <効力発生日 平成9年10月1日>

最低賃金の件名	日額	時間給	適用労働者の範囲
岐阜県最低賃金	5,128	641	岐阜県内で働く全ての労働者に適用されます。

(産業別最低賃金) <効力発生日 平成9年12月25日>

最低賃金の件名	日額	時間給	適用除外者(岐阜最低賃金が適用されます)
紡績業	5,130	642	*紡績業にかかる業務の内、手作業によるラベルはり、包装袋詰め、糸切り、糸巻き、糸継ぎ、かせ取り、経通し、管巻き検品、糸巻戻し、その他の補助業務に主として従事する者
陶磁器・同関連製品 耐火物製造業	5,608	701	*陶磁器・同関連製品製造業にかかる業務の内、底ふき又は転写による簡単な絵付けの業務に主として従事する者
電気機械器具製造業	5,628	704	*電球・電機照明器具製造業で働く者 *電気機械器具製造業にかかる業務の内、手作業による選別、包装及びこれに付帯する作業に主として従事する者 *卓上において手作業により、又は小型手持動力機、操作が容易な小型機械もしくは手工具を用いて行う巻線、組線、組付の業務に主として従事する者
自動車・同附属品 製造業	5,904	738	*自動車・同附属品製造業及び航空機・同附属製造業にかかる業務の内、手作業による選別、包装及びこれに付帯する作業に主として従事する者
航空機・同附属品 製造業	6,390	799	*卓上における軽易な手作業又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工及び組付の業務に主として従事する者

(留意事項)

- (1) 最低賃金の対象になる賃金は、通常の所定内賃金に限られ、ボーナス等臨時の賃金、休日、時間外などの割増賃金及び通勤手当(交通費)、家族手当、精進手当は対象になりません。
- (2) 時間によって定められている方については、時間額の最低賃金が適用されます。
- (3) 2つ以上の最低賃金の適用を受ける場合は、金額の高い方の最低賃金が適用されます。